

特別用途地区（大規模集客施設制限地区）

目的

特別用途地区(大規模集客施設制限地区)は、中心市街地のにぎわいや活性化を促し、都市商業・業務機能の回復・強化を図るなど、都市の将来像を実現するために準工業地域全てについて、都市構造に影響を与える大規模集客施設の立地を制限するものとして、平成19年11月1日に都市計画決定しました。

規制内容

集客施設(劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物)であって、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるものは建築することができません。

■大規模集客施設に該当するもの

用途	具体的な施設の例	備考
劇場	音楽ホール、演劇ホール、多目的ホール	客席部分が10,000㎡を超えるもの
映画館	映画館(シネマコンプレックスを含む)	
演芸場	寄席等の演芸場	
観覧場	客席のある総合体育館、スタジアム(屋外観覧場を含む)	
店舗	物販店舗、サービス店舗、ガソリンスタンド(銀行のATM、クリーニング店を含む)	売場等のほか、通路、バックヤード等を含み、その用途部分の床面積が10,000㎡を超えるもの ※ 駐車場は含まない
飲食店	レストラン、喫茶店	
展示場	イベント施設、メッセ	
遊技場	マージャン、パチンコ、ゲームセンター アミューズメント施設、大規模テーマパーク カラオケボックス	
勝馬投票券発売所	競馬の券売場	
場外車券売場	競輪、オートレースの競走場外の券売場	

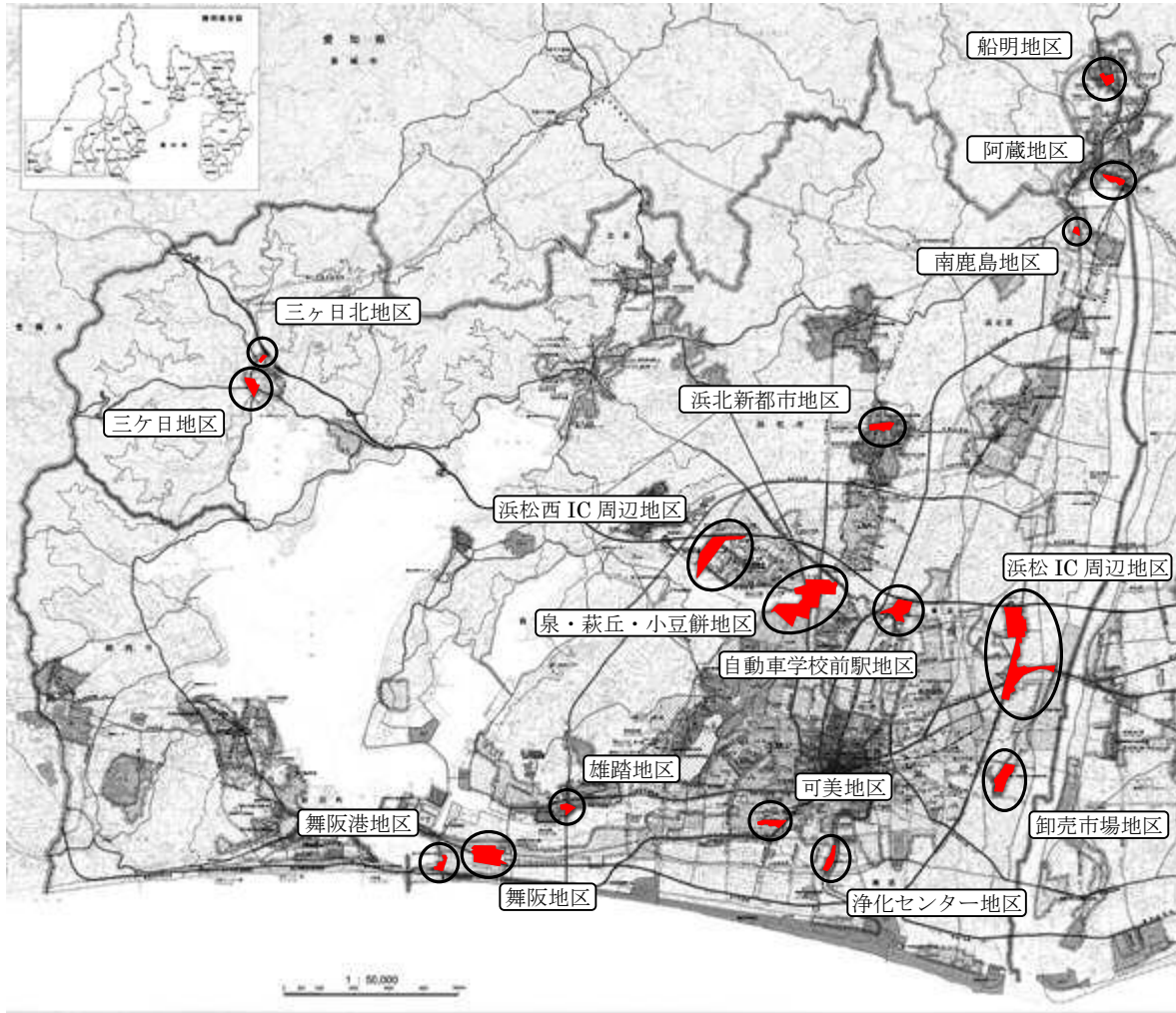
□大規模集客施設に該当しないもの

用途の例	備考
ホテル、旅館	
病院、診療所	クリニックを含む
学校、図書館、博物館、美術館	
体育館、水泳場、ボーリング場、ゴルフ練習場(※)	※客席を設けているものは観覧場として取り扱う
学習塾、華道教室、囲碁教室、英会話教室	
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール	
事務所	

●規制内容に関する問い合わせ先 浜松市 建築行政課 TEL:053-457-2471
// 北部都市整備事務所 TEL:053-585-1154
(※北部都市整備事務所は、浜北区、天竜区を所管しています。)

区域

浜松市内の準工業地域の全部



● 区域に関する問い合わせ先

浜松市 都市計画課 TEL:053-457-2371
// 北部都市整備事務所 TEL:053-585-1162
(※北部都市整備事務所は、浜北区、天竜区を所管しています。)

※ 大規模集客施設の立地については上記以外に下記の誘導規制がありますので併せてご確認ください。

浜松市商業集積ガイドライン

商業集積ガイドラインの策定は、浜松市の地域特性に即した商業集積のあり方を明らかにし一定のルールのもとでの競争を促すことにより、市街地の無秩序な拡大の抑制と合理的な土地利用の促進、既存の社会資本整備を活かした効率的な都市運営を目指します。

- ① 政令指定都市にふさわしい高次な都心商業の誘導
② 日常生活の利便性が確保される商業集積の実現
③ 合理的な土地利用の促進
- ） に向けたルールづくり

●お問い合わせ先 浜松市 産業振興課 TEL:053-457-2285